

一般社団法人 東京国際合唱機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 東京国際合唱機構と称し、英文名で International Choral Organization of Tokyo (ICOT) と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、合唱音楽の普及・振興を図り、もって我が国の芸術文化の発展、次世代の育成に寄与するとともに、国際的事業を通じた文化的平和活動を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 合唱音楽普及事業
- (2) 国際合唱音楽振興事業
- (3) 音楽教育事業
- (4) 合唱指導者育成事業
- (5) 合唱音楽の継承、保存、情報提供等に関する事業
- (6) 合唱音楽に関する研究、演奏、公演、研修会、セミナー等の推進事業
- (7) 合唱音楽関係団体及びその他文化芸術団体との交流及び提携事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は、日本全国及び必要に応じて海外で行う。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。できない場合は、官報に掲載する。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員資格の喪失)

第7条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣言を受けたとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より 5 日前までに各社員に対して発する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第 16 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議の方法)

第 17 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名

2 理事のうちから、代表理事 1 名を定める。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族、その他、特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第 21 条 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより当法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事又は監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事を持って構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 規則類の制定、同改廃の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その理事の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会

の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 6 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 31 条 当法人に、それぞれ若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会が推薦し、代表理事がこれを委嘱する。

(顧問及び相談役の職務)

第 32 条 顧問及び相談役は、代表理事の諮問に答え、代表理事に対して参考意見を述べることができる。

2 顧問及び相談役の任期は、それぞれ 2 年とし再任を妨げない。

(顧問及び相談役に対する報酬等)

第 33 条 顧問及び相談役は、無報酬とする。

2 顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 34 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 35 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 36 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 37 条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第44条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 事務局

(設置等)

第 45 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第 1 2 章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第 46 条 この法人が業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

第 1 3 章 附則

(最初の事業年度)

第 47 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

以上